船舶の再資原化解体の平成三十一年政令第十一号

法律施行令船舶の再資源化解体の適正な実施に関する

内閣は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関ウを制定する。

(許可の申請者等の使用人)

第一条 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(以下「法」という。)第十条第二項第 これの規定を法第十一条第二項において準用する場合を含む。)並びに第四項第二号リ及びル(これらの規定を法第十一条第二項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

限を有する者を置くもの船舶の再資源化解体に係る契約を締結する権力うことができる施設を有する場所で、特定一 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を

主たる事務所又は従たる事務所)

(生活環境の保全を目的とする法律) (生活環境の保全を目的とする法律) 第四項第二号リ及びルの政令で定める使用人で、前項各号に掲派化解体の業務に係る法の規定による地位を承源化解体の業務に係る法の規定による地位を承源化解体の業務に係る法の規定による地位を承源化解体の業務に係る法の規定による地位を承第四項第二号リ及びルの政令で定める使用人第四項第二号リ及びルの政令で定める使用人第四項第二号において準用する法第十条

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十律は、次のとおりとする。 二項、第十二条第三項及び第十三条第四項にお二項、第十二条第三項及び第十三条第四項にお

一 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八七号)

律(昭和四十五年法律第百三十六号)三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法

十八号)四、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三四、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三四、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三四)

号) 五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一

号) 大 振動規制法 (昭和五十一年法律第六十四六 振動規制法)

る法律(平成四年法律第百八号)
七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す

年法律第百五号)
「学子オキシン類対策特別措置法(平成十一人)がイオキシン類対策特別措置法(平成十一

六十五号) 推進に関する特別措置法(平成十三年法律第 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の

(船級協会の登録の有効期間)

第三条 法第三十条第三項(決第三十一条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)において準用する船舶安全法第二十五条は、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三は、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三条法、船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三条第三項(法第三十一条第三項

第四条 法第三十条第三項において準用する船舶 第四条 法第三十五条の五十八第三項の政令で定め る費用については、船舶安全法施行令第四条の る費用については、船舶安全法施行令第四条の は定を準用する。

る費用)

第五条 法第三十八条第一項の政令で定める独立(手数料の納付を要しない独立行政法人)

行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育

術研究所とする。法第三十八条第二項の政令で定める独立行政と 法第三十八条第二項の政令で定める独立行政

附則抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第五条中国土から第七条までの規定並びに附則第二百五十五交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)附則第五条の三に一項を加える改正規定及び同令附則第二十五条の二の次に一条を加える改正規定及び同令附則第二十六条の次に一条を加定定及び同令附則第二十五条の二の次に一条を加定定及び同令附則第二十五条の二の次に一条第二条との政令は、法の施行の日から施行する。

法 (相当確認船級協会の登録の有効期間)

第二条 法附則第六条第三項において準用する法 所する。

査に要する費用) (外国相当確認船級協会の事務所等における検

第三条 法附則第六条第三項において準用する法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用に二十五条の五十八第三項において準用する船舶安全法第